

難病のある人の福祉サービス活用による 就労支援シンポジウム・札幌

日時：平成 28 年 3 月 21 日（月/祝）10:00～15:30（受付 9:30～）

場所：札幌市医師会館 5 階大ホール

式次第

10:00	開会の挨拶 難病のある人の福祉サービス活用による就労支援シンポジウム札幌開催実行委員会 代表 出井 聡 氏 （社会福祉法人 溪仁会） 平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業 身体・知的障害分野） 難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究・研究班 研究代表者 深津 玲子 氏 （国立障害者リハビリテーションセンター病院）
10:10	『 労働・障害者雇用分野の研究から 』 春名由一郎 氏 （高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター）
10:40	『 福祉系就労支援研究から 』 深津 玲子 氏 （国立障害者リハビリテーションセンター病院）
11:10	『 難病をお持ちの方への就職支援 』 浅川 身奈栄 氏 （ハローワーク札幌難病患者就職サポーター）
11:40	『 就労継続支援 A 型事業の活用による難病のある人の就労支援 』 斉藤 規和 氏 （株式会社シムス）
12:10	昼休憩
13:10	『 医療ソーシャルワーカーにおける難病患者への就労支援 』 堀越 由紀子 氏 （東海大学健康科学部社会福祉学科）
13:40	『 当事者の立場から 』 松原 玲子 氏 （旭川翔輝会 就労継続支援 B 型事業所 かがやき工房 施設長） 工藤 フサ 氏 （旭川翔輝会 理事長 / 北海道難病連 旭川支部長）
14:10	休憩
14:20	『 ディスカッションおよび会場の参加者との討論・本日のまとめ 』 伊藤 たてお 氏 （日本難病・疾病団体協議会） 堀込 真理子 氏 （社会福祉法人 東京コロニー）
15:20	閉会の挨拶 中島 八十一 氏 （国立障害者リハビリテーションセンター）
15:30	終了

難病のある人の福祉サービス活用による就労支援
シンポジウム・札幌

労働・障害者雇用分野の 調査研究から

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター

春名由一郎

Haruna.Yuichiro@jeed.or.jp

難病の患者に対する医療等の総合的 な推進を図るための基本的な方針 (平成27年9月15日厚生労働省告示375号)

第8 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する
施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項

- (1) 基本的な考え方について
 - 難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、医療との連携を基本としつつ福祉サービスの充実などを図るとともに、難病の患者が難病であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備する。
- (2) 今後の取組の方向性について
 - エ 国は、難病の患者の就労に関する実態を踏まえつつ、難病の患者の雇用管理に資するマニュアル等を作成し、雇用管理に係るノウハウを普及するとともに、難病であることをもって差別されない雇用機会の確保に努めることにより、難病の患者が難病であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備する。
 - オ 国は、ハローワークに配置された難病患者就職サポーターや事業主に対する助成措置の活用、ハローワークを中心とした地域の支援機関との連携等により、難病の患者の安定的な就職に向けた支援及び職場定着支援に取り組む。

■ 難病のある人を対象とした調査研究

- ◆ 障害者職業総合センター「難病の症状の程度に応じた就労困難性の実態及び就労支援のあり方に関する研究」調査研究報告書No.126, 2015.
- ◆ 障害者職業総合センター「難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究」調査研究報告書No.103, 2011.
- ◆ 厚生労働省職業安定局「難病の雇用管理・就労支援に関する実態調査 調査結果」, 2006.
- ◆ 障害者職業総合センター「難病等慢性疾患者の就労実態と就労支援の課題」調査研究報告書No.30, 1998.



■ 地域支援機関を対象とした調査研究

- ◆ 障害者職業総合センター「保健医療機関における難病患者の就労支援の実態についての調査研究」資料シリーズNo.79, 2014.
- ◆ 障害者職業総合センター「就労支援機関等における就労困難性の高い障害者に対する就労支援の現状と課題に関する調査研究～精神障害と難病を中心に～」調査研究報告書No.122, 2014.

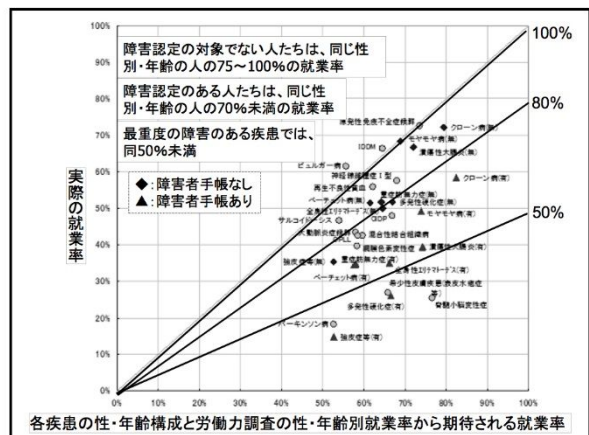


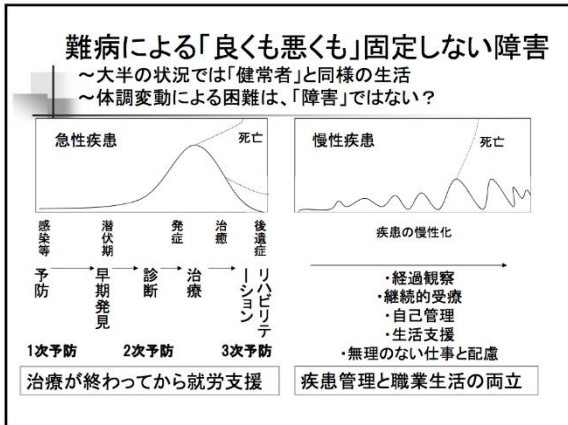
全て無料でダウンロード可能
障害者職業総合センター 成果物検索
<http://www.nivr.jeed.or.jp/search/index.php>
「難病」を選択して検索 ⇒ 19件

1. 難病だと普通には働けない？ 就労支援は「病気が治ってから」？
2. 障害者手帳のない難病患者への就労支援の方法がない？
3. 就労を「究極のゴール」として、医療/生活の相談・支援を中心にするればよい？

1. 難病だと普通には働けない？ 就労支援は「病気が治ってから」？

- ☑ 医療の進歩による、急速な難病の慢性疾患化と、病気をもちながら生活する難病患者の急増
- ☑ 治療・疾患管理と両立した就労や社会参加の支援は、共生社会の理念に基づく新たな社会的課題





- ### 難病による就労困難性の特徴
- (実態調査結果: 障害者職業総合センター, 2015)
- 「全体的疲れやすさ等の体調変動」が最大の就労困難性の要因
 - 体調のよい時に病気を隠せば、就職自体は可能
 - 就職後に、職務遂行、人間関係・ストレス、健康管理(少しの無理で体調悪化・障害進行)、等、様々な就労困難性を経験
 - 非正規雇用では体調悪化前に離職が多く、正規雇用では治療と仕事の両立の葛藤が大きい
 - 難病に関連した離職後の疎外感・孤立感、再就職に向けてのジレンマ(病気の開示/非開示)
 - その他、若年発症者の就学・進路選択の問題状況、神経難病等での発話流暢性の低下等による退職

- ### 難病の就労支援のポイントは、仕事内容、配慮、退職防止
- (実態調査結果: 障害者職業総合センター, 2015)
- 仕事による疲労程度に応じた十分な休日や就業時間/体力的に無理のない仕事に就くこと
 - デスクワークでフルタイム、軽作業で短時間、等、現代の我が国で比較的多い仕事内容での多様な選択肢
 - 障害者求人にこだわらず、一般求人との丁寧な本人の「できること」「できないこと」を踏まえた職業紹介が重要
 - 体調変動を考慮した業務調整等、病気でも仕事ができるようにする職場での配慮・調整
 - 休職時の医師の復職見通し等の説明と、職場側からの復職支援
 - 体調悪化時に情報不足で仕事を辞め、数ヶ月後に体調回復して、再就職に苦労する例が多い

難病のある人は、デスクワークや短時間勤務、職場の理解や配慮があれば、健康に無理なく働くことができる。

就職活動経験者の80%は就職に成功。就職経験者の半数弱は難病に関連して離職。

現状では、理解や配慮を得て働いている人は30%程度

「難病」開示では採用拒否や退職勧告のおそれ、vs. 非開示では理解や配慮がなく体調悪化で退職。

適切な仕事とのマッチングや、職場の理解や配慮が不十分なために、難病の症状が悪化し、仕事が続けられなくなっている。

健常者と障害者の支援の谷間となりやすい
“障害と社会的障壁による生活の制限”(障害者基本法, 2011.8改正)

- ## 2. 障害者手帳のない難病患者への就労支援の方法がない？
- ☑ 進行の初期で障害者手帳について情報不足の場合もある
 - ☑ 「健常者と障害者の中間」にある難病患者が、障害者求人にこだわらず、自分に合った仕事に就き、必要な配慮を得られるための支援

- ### 障害者雇用促進法の対象となる「障害」の範囲
- 「障害者」の定義(第2条)
 - 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。第六号において同じ。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者
 - 職業リハビリテーション全般の対象
 - 障害者差別禁止、合理的配慮の対象(H28年度～)
 - 企業の雇用義務、納付金関係の対象(第37条)
 - 身体障害者又は知的障害者(+精神障害者特例)
 - 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の対象(第74条)
 - 身体・知的・精神障害者以外の難病患者